

この書類は、
 ・行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号の申請事項⑦の1から3まで又は5、6に該当する方のうち、行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給確認書（様式第1号の2。以下「確認書」という。）に記載する添付書類に不足のある方）
 ・申請書の申請事項⑦の4に該当する方
 のみ提出が必要となるものです。
 なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類及び通帳の写しをご提出ください。

行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
 過去借入状況・再貸付不決定申告書

令和4年〇月〇〇日

行田市長

申請者 住所 行田市本丸2番5号
 氏名 行田 太郎

※1については、□のうちいずれかに該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。
 ※2については、確認書に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱第8条の規定により

総合支援資金の再貸付を受け終わった

総合支援資金の再貸付が借入最終月である
 （総合支援資金（再貸付）の借入状況）
 総合支援資金（再貸付）：借入時期（ 年 月～ 月）

総合支援資金の再貸付を申請したが、不決定となった

総合支援資金の再貸付の申請のために必要な自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請ができなかった
 （緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況）
 緊急小口資金：借入時期（ 年 月）
 総合支援資金（初回）：借入時期（ 年 月～ 月）
 総合支援資金（延長）：借入時期（ 年 月～ 月）

緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった
 （再貸付は申請・利用していない）

緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月
 （緊急小口資金の場合、借入日が属する月）である（再貸付は申請・利用していない）
 （緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況）
 緊急小口資金：借入時期（ 年 月）
 総合支援資金（初回）：借入時期（ 年 月～ 月）
 総合支援資金（延長）：借入時期（ 年 月～ 月）

ことを申告いたします。

2 添付書類を提出できない理由は、次のとおりです。

書類を紛失したため

備考

- 偽りその他不正の手段によって行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合は、刑事告発を行うことがあります。
- 支給に関して必要な範囲で報告等を求めることがあります。
- 支給決定に必要な範囲で市から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行、信託会社その他の機関若しくは雇用主その他関係者に対し照会することがあります。